

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	ミニカー超、軽自動車未満の新カテゴリー車(乗車定員2名、定格出力15kW以下の超小型電動車両)に係る、公道(高速道路以外の道路、いわゆる一般道路)上における実証実験の実施	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1041010	
提案主体名	NPO 法人 ITS Japan			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>原付自転車寸法(全長x全幅x全高 2.5x1.3x2.0m以下)枠内で、ミニカー超、軽自動車未満の新カテゴリー車の創出(乗車定員2名、定格出力15kW以下の超小型電動4輪車を原付第二種として設定すること)に向けて、国土交通省事業「環境対応車を活用したまちづくり実証実験」などを念頭に、新カテゴリー車について円滑な交通流の確保と車両の安全性、社会的受容性などを公道(高速道路以外の道路、いわゆる一般道路)上で検証したいので、当該車両の公道走行を認めて欲しい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>当該車両は、①徒歩では負担が大きい、②自動車以外の移動手段がない、③公共交通の利便性が悪いなどの問題を抱える地域交通において、新たな交通社会システムとして導入し、徒歩、自転車、公共交通の隙間を補完させ、過度の自動車依存の解消、各種モビリティの機能分担を適正化することで、低炭素地域交通社会を実現していく。</p> <p>(提案理由)</p> <p>単純な自動車からの乗り換えだけでなく、当該車両を用いてヒトの流れの变革を誘導し、地域の活性化・低炭素化を促す観点から、当該車両を活用した新たな交通社会システムを構築していく必要がある。</p> <p>具体的には、当該車両の①省スペース、②低炭素かつクリーン、③安価な車両価格、などの特徴を活かし、フランスのコミュニティサイクル「Velib」のようにまちなかにステーション(カーシェアリング拠点)を配備し、公共交通を補完する新たな交通社会システム「コミュニティモビリティシステム」を実現する。</p> <p>(代替措置)</p> <p>欧州では既に、当該車両に対する ECE 基準 L7 カテゴリー(定格出力15kW以下)が存在し、公道走行している現状に鑑み、本件の実証実験では L7 カテゴリーに合致した車両に限定して試用する。</p> <p>加えて、実証実験の対象エリアはおおむね200ha以下とし、実証実験に際しては、①市民や来街者への事前告知、②当該車両の運転者は普通免許保持者(21歳以上で、かつ、普通免許を受けて3年以上を経過している者)に限定して事前決定し、しかるべき期間の運転訓練などを行う。尚、詳細は対象エリアを管轄する道路管理者、交通管理者と協議の上、決定するものとする。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名			
要望事項 (事項名)	木材(用材・林地残材)の運搬にかかる積載制限の緩和	都道府県	岡山県	提案事項管理番号	1044030
提案主体名	新見市				

制度の所管・関係府省庁	警察庁
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>木材(用材・林地残材)を貨物車で運搬する際、最寄りの原木市場等までの区間において、長尺物の積載についての制限を緩和する。現行法においては、「自動車の長さとその長さの十分の一の長さを加えた長さまでのもの」までしか許可を要せず積載することができないが、「自動車の長さとその長さの十分の三の長さを加えた長さまでのもの」まで許可を要せず積載できるよう求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>木材価格の低迷などで経費の削減が必要とされている。間伐が進むよう山林から原木市場等までの区間で木材の運搬に限り長さの制限を緩和するもの。特に岡山県北では、林地残材を利用する木質バイオマスに力を入れていますが、コストを縮減するためにも必要である。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	境港ゲートウェイプロジェクト	
要望事項 (事項名)	外国籍トレーラーシャーシの国内走行と車上通関の 可能化	都道府県	鳥取県	
		提案事項管理番号	1052020	
提案主体名	鳥取県			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
	財務省
	国土交通省

求める措置の具体的内容
<p>外国籍トレーラーシャーシが日本国内を走行するために必要とされている、自動車ファイルへの登録、保管場所の確保、自賠責保険への加入といった手続きを、境港臨港地区内道路に限り、不要とする。また、通常認められていない車上通関を併せて可能とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>コンテナ積み替え等国内の物流コストの低減を図ることにより、経済成長著しい北東アジアとの国際物流の活性化を図る。</p> <p>具体的には、外国籍シャーシ上の貨物の車上通関を行い、同シャーシを境港臨港地区内の道路に限定して走行可能とする。これにより国際物流におけるリードタイム、コストの削減に繋がる。</p> <p>提案理由：</p> <p>境港は中国航路、韓国航路、環日本海航路といった国際定期航路を有し、北東アジアの経済発展に伴い、貨物量の増加が著しい。また、周辺にリサイクル企業が多いという立地条件を活かしリサイクルポートの指定を申請しており、静脈物流の拠点として期待でき、循環資源取扱量は今後8倍になる見込みである。また7月から始まった韓国産パプリカの輸入など新鮮な農林水産物の貿易へのニーズもあり、積み替えなしの一貫輸送の要請が高まりつつある。</p> <p>代替措置：</p> <p>外国籍シャーシの走行に当たっては、他の交通の分離・遮断を確実に実施することによって交通の安全を確保することができる。と考える。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	都心部バスレーン兼自転車走行レーン導入	都道府県	宮城県	
		提案事項管理番号	1056040	
提案主体名	仙台市			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
--------------------	-----

求める措置の具体的内容	車線の一部をバス専用レーンと、自転車走行レーンに共用することの可能化
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>限られた道路空間を有効に活用し、公共交通利用を中心として自動車利用を適正化させるため、都心部等において、バスレーン(路線バス等優先通行帯)と自転車走行レーンの共用化を図るものです。</p> <p>具体的には、道路の一車線(主に既存のバスレーン)を自転車走行レーンに指定した上で、バスの走行を可能とすることを想定しています。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	商店街活性化のための道路空間利用に対する規制 緩和	都道府県	宮城県	
		提案事項管理番号	1056060	
提案主体名	仙台市			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
--------------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>地元商店街等で組織するまちづくり会社等による、まちづくりやにぎわい創出に資する目的の道路利用には制限を緩和するもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>道路空間を新たな公共財と位置付け、地元商店街等で組織するまちづくり会社等による、まちづくりやにぎわい創出に資する目的の道路利用には制限を緩和するもの。地元商店街は道路管理者に代わって道路の維持清掃などを行うとともに、地元商店街の柔軟な特徴のあるまちづくりを促進させることで、都心の活性化が期待できる。</p> <p>具体的には、道路上に店舗や飲食施設などの設置を可能とすることを想定しており、商店街などによるまちづくり会社に道路の管理権を委譲することなどにより、施設管理を行わせると同時に使用も認めようとするものです。</p> <p>現行では、道路上のイベントについてのガイドラインは示されているが、PPP(パブリックプライベートパートナーシップ)的な取り扱いを可能とするよう、規制緩和を求めるものです。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	道路交通法に基づく公安委員会の権限の地方公共 団体への委譲	都道府県	宮城県	
		提案事項管理番号	1056070	
提案主体名	仙台市			

制度の所管・関係府省庁	警察庁
-------------	-----

求める措置の具体的内容	<p>交通規制・道路使用等の県公安委員会(県警察本部)が持っている道路交通法に規定される権限のうち、都心中心部等の道路交通政策に関する事業実施の場合に限り、都市交通政策を取りまとめている市に委譲する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>道路交通政策は道路、バス・タクシーなどの道路運送事業、効率的な道路運用のための各種ソフト施策、ならびに安全で円滑な道路交通処理などについて、総合的な観点から検討し計画を策定していく必要がある。現在は道路交通法に規定される道路交通処理に関する権限が県公安委員会(県警察本部)にあり、交通政策を企画立案する市と異なることから、それぞれ関連付けて検討するものの総合的な観点での検討が不可能となっている。その結果、なかなか対策が講じられず、都市の交通環境の改善が進まない。そこで、都市の中心部等における道路交通政策に関する場合、バスレーンの設置などの交通規制や道路利用などの権限に限り市に委譲することにより、速やかな政策の実施が可能となる。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	国際会議開催時にセグウェイ等の一般公道を走行	都道府県	宮城県	
	可能とする特例措置	提案事項管理番号	1056090	
提案主体名	仙台市			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
--------------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>エリアや期間を限定して、セグウェイ等の公道走行を可能とする特例措置を実施するもの。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>国際会議開催数を増加させ、優秀な海外研究者との交流により国際レベルでの競争優位性をもつ研究開発成果を獲得するために、会議開催時の利便性向上や研究開発先進地域のPRも兼ね、国際会議開催時の青葉山地区の会場間の移動手段としてセグウェイ等の活用を可能とする特例措置を実施するものです。</p> <p>セグウェイ等とは、セグウェイのほか、Winglet や i-REAL などのパーソナルモビリティを想定しています。</p> <p>走行を可能とする道路は、道路法に認定された道路の歩道部で、有効幅員が3m以上の歩道を想定しています。</p> <p>道路運送車両法の保安基準の緩和と、道路交通法上の車両としての位置づけがされた場合でも歩道を走行できるよう、道路交通法上の特例措置を求めるものです。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	次世代型バスの実証実験における一般公道への給電装置の設置についての特例措置		都道府県	宮城県
			提案事項管理番号	1056100
提案主体名	仙台市			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	一般公道への非接触給電装置の設置を可能とするもの
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>非接触給電方式の電動バスの研究開発において、一般公道への給電装置の設置が必要な試作品の実証実験に向け、当該装置を道路法第2条第2項に規定する道路附属物に位置づけることを求めるもので、これにより、当該装置の設置、維持管理を道路管理者が行なうことを可能とするものです。</p> <p>また、道路交通法上、乗合自動車はその属する運行系統に係る停留所で給電するために停車することが道路交通法第44条により規制されていることから、この規制の除外を求めるものです。</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	第二種原動機付自転車に(電動四輪)規格を追加	都道府県	静岡県	
	し、実証実験特区を設定する。	提案事項管理番号	1071010	
提案主体名	NPO 法人 HSVP(正式名称:特定非営利活動法人浜松 Smallest Vehicle System Project)			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
--------------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>第二種原動機付自転車に(電動四輪)を追加し、モーター定格出力を5kwに、乗車定員を2名とし、輸送機器産業の集積地である浜松市および周辺地域を実証試験特区とする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>現状の課題:</p> <p>地球温暖化防止・化石燃料削減対策、環境改善対策上各種車輛の電動化が急務</p> <p>現行法規(道路運送車輛法・道路交通法)による第一種原動機付自転車(四輪:通称ミニカー)で許される「モーターの定格出力0.6Kw以下、乗車定員1名」の規定が実生活に最も身近な移動手段であるべきミニカーの実用性改善・普及促進上大きな障壁となっている。</p> <p>実用上の課題:</p> <p>丘陵地・山間部での移動手段として出力不足</p> <p>送迎・通院・観光等実生活上2名乗車が必要</p> <p>現行法の緩和(案):</p> <p>第二種原動機付自転車に「電動四輪」を追加規定し</p> <p style="padding-left: 20px;">モーター定格出力 5Kw 乗車定員 2名以下 とする。</p> <p>(参考:第一種原動機付自転車には「四輪」規定があり</p> <p style="padding-left: 20px;">モーター定格出力 0.6Kw、乗車定員 1名)</p> <p>設定特区と理由:</p> <p>浜松市を中心とした静岡県西部に特区を設定し実証実験を行う。</p> <p>該当地域は輸送用機器関連産業の集積地であるが中核企業の生産拠点が国内・海外移転等で産業の空洞化が進行中。</p> <p>該当地域に蓄積された中小企業の技術を活かせる新産業起こしが急務であり技術的に社会的に受け入れ易い。</p> <p>電動ミニカー普及効果:</p> <p>中小企業が蓄積した技術を活用した新産業創出(地域活性化・雇用対策)</p> <p>排気ガス削減による地球温暖化防止効果</p> <p>化石燃料の削減、他産業への有効活用</p> <p>地球環境保全意識の高揚</p>

01 警察庁 構造改革特区第19次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	新交通システム導入促進プロジェクト	
要望事項 (事項名)	道路占用および道路使用の許可制度の柔軟な運用等	都道府県	東京都	
		提案事項管理番号	1076080	
提案主体名	(株)三井物産戦略研究所			

制度の所管・関係府省庁	警察庁 国土交通省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>道路の占用および使用について、各地域の実態を反映させるとともに、当該地域の特色を最大限生かすことができるよう許可基準についてさらに弾力的かつ柔軟に運用できるように措置することを求める。併せて、申請者の負担の軽減、イベント等の企画から実施までの期間の短縮等のため、許可手続の簡素化を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>オープンカフェ、イベント利用等に係る道路占用および使用許可については柔軟な運用図られてきているが、占用および使用主体について地公体の関与が求められていること、多数の来客が見込まれる場合の駐車場の確保等が許可の条件とされている等、民間の創意工夫、自由な発想による、真に当該地域にとって社会経済的効用のある利用の妨げとなることがありうる。実際に事業を行うのは多くの場合民間事業者であるところ、地公体が関与せず民間事業者の主体的な発案による場合についても、道路の占用および使用の柔軟な運用を図るべきである。また、本提案にあるように、賑わいの創出という効果が期待できる公共交通が整備され、自動車を使用しなくても当該公共交通により来場が可能な場合については駐車場確保等の条件を適用しないこととすべきである。これにより、LRTの沿線において民間事業者の収益事業実施機会が増加すれば、まちの魅力が向上し、大きなにぎわいの創出、地域の活性化につなげることができると考えられる。</p>